

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年12月22日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第19号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則
(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年香川県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。第10条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>4時間の勤務時間の割振り変更</u>を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同条の規定に基づき勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。第10条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。</p> <p>3 任命権者は、<u>半日勤務時間の割振り変更</u>を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p>
<p>(年次休暇の単位)</p> <p>第13条 年次休暇は、1日又は1時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、1時間)を単位として与えるものとする。<u>ただし、任命権者が特に必要と認める場合にあつては、任命権者が定める単位とすることができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(年次休暇の単位)</p> <p>第13条 年次休暇は、1日又は<u>半日若しくは</u>1時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、1時間)を単位として与えるものとする。</p> <p>2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当</p>

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 略

(特別休暇)

第15条 略

(1)～(8) 略

(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第11号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあつては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、当該期間内において5日を限度とする。

(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において5日を限度とする。

該休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 略

(特別休暇)

第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(8) 略

(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第11号において同じ。）が出産する場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日又は時間）。ただし、出産予定日前1週間以内及び出産の日以後2週間以内の期間において3日を限度とする。

(10) 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあつては、2週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日又は時間）。ただし、当該期間内において5日を限度とする。

(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日又は時間）。ただし、一の年において5日を限度とする。

(12)・(13) 略

(14) 夏季において、盆等の諸行事が行われる場合、心身の健康を維持し、及び増進する場合又は家庭生活を充実させる場合 その都度必要と認める日。ただし、一の年の6月から9月までの期間において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(15)～(19) 略

(20) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(21) 略

2 前項の規定にかかわらず、前項第9号から第11号まで及び第14号の特別休暇に係る期間は、任命権者が特に必要と認める場合にあつては、任命権者が定める期間とすることができる。

3 略

4 略

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 略

(残日数の使用)

第15条の2 前3条に規定する休暇の残日数のすべてを使用しようとする場

(12)・(13) 略

(14) 夏季において、盆等の諸行事が行われる場合、心身の健康を維持し、及び増進する場合又は家庭生活を充実させる場合 その都度必要と認める日又は半日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、日）。ただし、一の年の6月から9月までの期間において5日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、40時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数（週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を1日として日に換算して得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。））を限度とする。

(15)～(19) 略

(20) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、112時間に週間勤務時間を40で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(21) 略

2 略

3 1時間を単位とする第1項第9号から第11号まで及び第20号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について第1項第9号から第11号までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 略

合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(介護休暇)

第16条 略

第3号様式 (第20条関係)

休暇簿 (年次休暇、病気休暇及び特別休暇用)

職氏名	本年請求できる年次休暇		繰越分		本年分		計		
	日・時間数		日・時間数		日・時間数		日・時間数		
任命権者印	請求者印	年次休暇		病気休暇		特別休暇		添付書類の名称	庶務担当者確認印
		提出年月日	受付年月日	期間	日・時間数	日・時間数	日・時間数		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		

(介護休暇)

第16条 略

第3号様式 (第20条関係)

休暇簿 (年次休暇、病気休暇及び特別休暇用)

職氏名	本年請求できる年次休暇		繰越分		本年分		計		
	日・時間数		日・時間数		日・時間数		日・時間数		
任命権者印	請求者印	年次休暇		病気休暇		特別休暇		添付書類の名称	庶務担当者確認印
		提出年月日	受付年月日	期間	日・時間数	日・時間数	日・時間数		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		
		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日		

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給料等の支給に関する規則 (昭和27年香川県人事委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条の2 条例第16条の人事委員会規則で定めるものは、<u>7.75</u>に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) <u>7.75</u>に18を乗じ</p>	<p>第5条の2 条例第16条の人事委員会規則で定めるものは、<u>8</u>に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。) <u>8</u>に18を乗じた</p>

たものに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの

(2) 条例第4条の2第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第2条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの

ものに、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの

(2) 条例第4条の2第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）8に18を乗じたものに、勤務時間等条例第2条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの

（香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第3条 香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和47年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決) 第6条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 事務局次長以下の職にある者の週休日の振替又は<u>4時間の勤務時間</u>の割振り変更を行うこと。</p>	<p>(専決) 第6条 略 2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1)・(2) 略 (3) 事務局次長以下の職にある者の週休日の振替又は<u>半日勤務時間</u>の割振り変更を行うこと。</p>

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第4条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>第5号様式（第10条関係） 育児短時間勤務承認（期間延長）請求書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">5</td> <td>勤務の形態</td> </tr> <tr> <td></td> <td>週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 の勤務の形態)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	略		5	勤務の形態		週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 の勤務の形態)		略	略		<p>第5号様式（第10条関係） 育児短時間勤務承認（期間延長）請求書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">5</td> <td>勤務の形態</td> </tr> <tr> <td></td> <td>週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 の勤務の形態)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>注 略</p>	略		5	勤務の形態		週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 の勤務の形態)		略	略	
略																					
5	勤務の形態																				
	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 の勤務の形態)																				
	略																				
略																					
略																					
5	勤務の形態																				
	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 の勤務の形態)																				
	略																				
略																					

(超過勤務手当に関する規則の一部改正)

第5条 超過勤務手当に関する規則(平成6年香川県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 略</p> <p>(1) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)のうち、<u>7時間45分</u>を超える時間</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 割振り変更前の正規の勤務時間が<u>38時間45分</u>以上である場合 当該割振り変更前の正規の勤務時間(その週に給与条例第14条の規定により休日給を支給されることとなる時間(以下「休日給支給対象時間」という。))がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間)</p> <p>イ 割振り変更前の正規の勤務時間が<u>38時間45分</u>未満である場合 <u>38時間45分</u>(その週に休日給支給対象時間がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第2条 給与条例第13条第3項の人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年香川県人事委員会規則第3号)第3条第2項に規定する週休日の振替等(以下「週休日の振替等」という。)により割振り変更前の正規の勤務時間(給与条例第13条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を超えて勤務した勤務時間のうち、次に掲げる時間を除く時間とする。</p> <p>(1) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)のうち、<u>8時間</u>を超える時間</p> <p>(2) 週休日の振替等により勤務時間が割り振られた後の1週間の正規の勤務時間のうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める時間を超える時間(前号に掲げる時間を除く。)</p> <p>ア 割振り変更前の正規の勤務時間が<u>40時間</u>以上である場合 当該割振り変更前の正規の勤務時間(その週に給与条例第14条の規定により休日給を支給されることとなる時間(以下「休日給支給対象時間」という。))がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間)</p> <p>イ 割振り変更前の正規の勤務時間が<u>40時間</u>未満である場合 <u>40時間</u>(その週に休日給支給対象時間がある場合にあっては、これに当該休日給支給対象時間を加えた時間)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第6条 特殊勤務手当に関する規則(平成12年香川県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(支給額の特例)

第10条 略

2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、勤務した1日当たりの額につき、当該月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）に7.75を乗じて得た額とした日割計算によるものとする。この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第1項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。

(支給額の特例)

第10条 略

2 条例第25条の規定により、同条に規定する手当のうちその額が月額で定められているものを減額して支給する場合には、勤務した1日当たりの額につき、当該月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）に8を乗じて得た額とした日割計算によるものとする。この場合において、勤務しなかった日に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を含む日があるときは、職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）第3条第1項の規定により減額される当該日に係る特殊勤務手当の額に相当する額を加算するものとする。

(職員の修学部分休業に関する規則の一部改正)

第7条 職員の修学部分休業に関する規則（平成19年香川県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定めるものは、<u>7.75</u>に18を乗じたもの（同項に規定する特殊勤務手当の月額に相当する額にあっては、0）とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の人事委員会規則で定めるものは、<u>8</u>に18を乗じたもの（同項に規定する特殊勤務手当の月額に相当する額にあっては、0）とする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成22年における年次休暇の日数については、施行日の前日までの間の半日の年次休暇の使用を4時間の年次休暇の使用とみなして得られる同日における年次休暇の残日数とする。

3 第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3号様式及び第4条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する規則第5号様式に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。